

## 1.4 電気設備計画

### 1.4.1 電気設備計画概要

建築（構造体）の耐震（免震化）改修に伴い、電気設備で盛替えの必要が有る電気設備工事の整備方針の概要を示す。

設計に際し、執務を行いながらの居ながら工事となることを考慮し、仮設工事を行う。

その他機械設備改修に伴う関連工事を行う。

#### (1) インフラ工事概要

建築の免震化工事に伴って、東館（高層棟）への既設インフラの盛替え（仮設及び本設の）工事を行う。

盛替え工事は、建築工事及び機械設備工事の工程に合わせた工事工程を計画とする。

盛替え工事は停電を伴うが、本建物は居ながら工事のために休日を利用した工事となるので、計画性を持たせた電気設備改修工事とする。

### 1.4.2 構造体の免震化に伴う工事（本館～東館のインフラ工事）

#### (1) 高圧ケーブル

1) 盛替え工事にあたり高圧ケーブル（商用及び防災用）は、基礎免震化工事及び仮設足場等の支障となるため撤去及び盛替え工事を行う。

東館（高層棟）建物は、長期停電作業が出来ないために高圧（商用及び防災用）の仮設引き込みを行う。

東館（高層棟）地下1階の入り口付近で切り離しを行い以降、新設ケーブルと直線接続をおこない仮設用ケーブルとする。

2) 概要として本館電気室より北側地下1階トレンチピットを経由して、地中に取り出す。

仮設用ハンドホール及び構内柱を建柱し建物外壁に引き留め金物を取り付けし、メッセンジャーワイヤーにより架空で引込み建物外壁（建物ベランダのき部分）に沿って屋上階電気室までケーブル敷設し、既設電気室の高圧受電盤と接続を行う。

その後、既設高圧ケーブルの撤去を行う。

3) 免震化工事の完成時については、本館電気室から東館（高層棟）電気室までの高圧ケーブルは、新たに敷設を行う。

免震化工事に伴う、EXP・J部分の対応は、上下互い違いにラックを敷設しラック上でケーブルに余長をもたせ建物の追従に対応する。

#### (2) 通信ケーブル

1) 盛替え工事にあたり通信用（電話及び情報用）は、基礎免震化工事及び仮設足場等の支障となるため撤去及び盛替え工事を行う。

東館（高層棟）建物は、長期の不通信（電話及び情報、防災系）作業が出来ないために仮設引込を行う。

2) 概要として本館地下1階駐車場の中継端子盤の横に仮設用の中継端子盤を設け、高圧ルートと同じように北側トレンチピットより地中に取り出す。

仮設用ハンドホール及び構内柱を建柱し建物外壁に引き留め金物を取り付けし、メッセンジャーワイヤーにより架空で東館（高層棟）の2階付近に取り込む。

2階の最寄り付近に仮設用の中継端子盤を設け、既設端子盤とのわたり配線を接続し、既設配線を切り離しを行い通信インフラ機能確保を行う。

3) 概要として本館地下1階駐車場の中継端子盤の横に仮設用の中継端子盤を設け、

南側トレンチピットより地中に取り出す。

仮設用ハンドホール及び構内柱を建柱し建物外壁に引き留め金物を取り付けし、メッセンジャーワイヤーにより架空で東館低層棟の3階付近に取り込む。

屋上を沿わせ、東館（高層棟）立ち上がり部分までケーブル敷設する。ここより、ケーブルは、東館（高層棟）のベランダを沿わせ、同階EPS付近に仮設用の中継端子盤を設け、既設端子盤とのわたり配線を接続し、既設配線の切り離しを行い通信機能の確保を行う。

4) 免震化工事の完成時については、仮設端子盤から2階端子盤までの通信ケーブルは、新たに敷設を行う。

免震化工事に伴う、EXP・J部分の対応は、上下互い違いにラックを布設しラック上でケーブルに余長をもたせ建物の追従に対応する。

#### (3) 議会庁舎～低層棟高圧ケーブル

1) 議会庁舎地下1階電気室より、トレンチピットを経由し、道路を横断行い、県庁（東館）側に構内柱を建柱し、メッセンジャーワイヤーにより架空で引込み低層棟の2～3階付近に架空配線にて取込を行う、電気室まで敷設し、その後、既設高圧ケーブルの撤去を行う。

2) 免震化工事の完成時については、本館電気室から低層棟電気室までの高圧ケーブルは、新たに敷設を行う。

免震化工事に伴う、EXP・J部分の対応は、議会庁舎より低層棟への渡り廊下部分で、上下互い違いにラックを布設しラック上でケーブルに余長をもたせ建物の追従に対応する。

### 1.4.3 免震層新設工事

#### (1) 電灯設備

免震装置の設置に伴い機器類（免震装置等）のメンテナンス用に必要と思われる部分に照明器具の設置を行う。

器具は、メンテナンス性及びランニングコストを考慮してLED照明器具とする。

1-1) 器具型式・・・反射傘型LED照明器具（防湿型）

1-2) 取付方法・・・レースウェイに取付け

1-3) 必要照度・・・100Lx

## (2) 火災報知設備

消防局の指導により免震階の必要箇所に感知器の設置を行う。設置場所については今後の検討とする。

2-1) 感知器・・・定温式スポット型感知器（防水型）

2-2) 施工方法・・・配管・配線による。

### 1.4.4 その他事項について

(1) 排水ポンプ（汚水・雑排水槽）・・・ポンプ容量等詳細は未定だが機械設備工事設置に伴い別途機械設備工事にて設置の制御盤に電源の供給を行う。  
電源種別は発電機回路とする。